

令和8年度 IT アイランド推進事業委託業務企画提案仕様書

1. 委託業務名

令和8年度 IT アイランド推進事業委託業務

2. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務の目的

本事業は、本県の情報通信関連企業の現状を把握し、各種施策の立案に活用するとともに、事業領域や技術を可視化し、県外からの高度な案件の受注や県内企業間の協業等を促進することを目的に実施する。

4. 委託業務の内容

前記3の達成に向けて下記の業務について提案を行うこと。また、提案にあたっては、各業務のスケジュールを示すこと。

(1) 令和8年度おきなわ IT センサス（令和8年3月31日時点）関連業務

県内情報通信関連企業の実態等を把握するため、調査対象企業の確認・収集、おきなわ Smart 産業ビジョン（以下、「ビジョン」という。）と整合した業種への分類、調査項目の調整、調査票の作成、配布、回収、集計、調査結果の公表に向けた精査、本調査も含めた各種統計調査を活用した県内 IT 産業の現状を分析し報告書の作成を行う。

<調査業務の概要>

① 調査対象企業の確認・整理

調査にあたっての基礎データの確認及び整理を行うこと。また調査手法や回収率の向上に向けた取組について提案すること。

調査対象企業：令和8年3月31日現在、沖縄県内に事業所を有する情報通信関連企業

【参考】令和7年度おきなわ IT センサス対象企業 約900社

② 調査項目の設定

調査及び分析にあたっての項目を設定すること。なお、下記に示す項目を調査項目とすること。

ア 企業区分（県内企業、立地企業）

イ 企業情報（企業概要、立地年、資本金、業種）

ウ 雇用状況（従業員数、従業員数のうち正社員数、増減要因）

エ 売上状況（売上高、増減要因）

※業種については、おきなわ IT センサス報告書（令和7年3月）に掲載している新分類で調査すること。（同報告書に掲載されている旧分類についても、経年比較ができるよう、新分類と同様に調査を行うこと。）

おきなわ IT センサス報告書（令和7年3月）掲載 URL：

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1024876/1010254.html>

③ 調査・分析業務

ア 調査対象企業への調査を実施すること。実施にあたっては回収率の向上に向けた取組を提案すること。

イ 調査により得られた集計結果を元に推計値を算出すること。

(7) 集計及び推計対象は、企業数、雇用者数、売上高、一人当たり売上額とすること。

(4) 県内企業・立地企業それぞれで算出すること。また、回答データの整形方法及び

推計に当たっての手法、上記以外に推計対象として算出すべき項目等について提案すること。

(ウ) 経済センサスその他の機関における統計調査や、県内の状況把握及び県外との比較、分類ごとのトレンド等を分析し報告書としてとりまとめること。

(エ) 令和8年度中における新規立地や創業、廃業、撤退等に関する情報収集のほか、既存企業の情報の整理を行うこと。情報収集、整理の方法について提案すること。

④ 報告書

調査結果及び分析に関する報告書を製本し納品すること。

<留意事項等>

① 県が保有する前回調査資料等も活用し、過去に行った調査との継続性・整合性について検証すること。必要に応じて電話等により追加ヒアリングを実施すること。

② 国及び本県の統計調査等を参照し、本調査結果の妥当性を検証すること。

③ 雇用者数については8割以上、売上高については4割以上の回答を得るよう努めること。

④ 本調査結果について、6. 成果物に示すオープンデータを前提とした集計及びデータ整形を行うこと。

(2) ビジョンで掲げる施策の推進に向けた取組

① 情報通信産業地域・特別地区及び経済金融活性化特別地区における税制特例制度の活用促進に向けた周知・広報及び更なる利活用の可能性に関する調査の検討を実施すること。また、情報通信産業振興特別地区の認定の可能性がある県外企業をリストアップするとともに、沖縄県が実施する誘致業務等と連携しアプローチを行うこと。

② 人手不足の現状や人材の確保・育成への取組状況、生成AIの急速な普及やサイバーセキュリティに対するニーズの高度化等の環境変化、新たな先端技術の動向など、本県情報通信関連企業を取り巻く課題を調査し、対応手法を報告すること。

③ 本ビジョンで掲げる基本目標の達成に向けて、以下の業務を行うこと。

ア 国内外のIT産業振興施策の動向調査及びビジョンの中間評価の実施

国や他都道府県の施策動向を調査・分析するとともに、本県の各種関連事業の実績や経済指標等に基づき、ビジョンの中間評価を行うこと。その際、本ビジョンのKGI（重要目標達成指標）や、ビジョンに基づき展開する3つの基本施策が目指す将来像への進捗状況を把握するため、必要な調査を実施すること。

イ IT産業振興施策の検討及びビジョンの改定等

上記調査・評価結果を踏まえ、社会情勢の変化に柔軟かつ戦略的に対応するためのIT産業振興施策の方向性について、業界団体や企業等の専門的知見を有する委員で構成される「検討委員会（仮称）」等を設置した上で、2回以上開催することにより、多角的に検討を行うこと。

また、検討結果に基づき、本ビジョンの改定案、あるいは本ビジョンを補完する追加資料案（別冊等）の策定など、必要となる見直し作業を行うこと。作業完了後は、改定版（または補完資料）を製本し納品すること。

④ その他、必要と考えられる取組があれば提案すること。

(3) CoTECH okinawa の運用等

県内 IT 企業の技術力、提供サービス・プロダクト、開発実績等の企業情報を可視化することにより、県内 IT 企業同士や県外 IT 企業等とのマッチングを支援し協業を促進することを目的として、令和 5 年度に沖縄県が構築し令和 6 年度から公開している Web システム「CoTECH okinawa (<https://cotech.okinawa/>)」について、その運用を行うこと。なお、登録する企業情報は下記のとおり。

- ・ 企業名、所在地、代表者、資本金、設立時期、企業認証情報等の基本情報に関すること。
- ・ 事業内容（受託・自社開発等）や提供サービスに関すること。
- ・ ソフトウェア・ハードウェア関連やネットワーク関連等の保有技術に関すること。
- ・ エンジニアや資格保有状況等の人材に関すること。
- ・ 開発言語や実績分野等のこれまでの開発実績に関すること。
- ・ 案件情報（県内 IT 企業へ発注を想定する業務の内容、条件等）に関すること。
- ・ その他、個別情報

① 登録企業の増加及び利活用促進に向けた周知・広報

- ア 各種 SNS 広告による周知広報（表示数合計 30 万回以上を目安とする）
- イ ダイレクトメールによる周知広報（3 回以上、うち郵送 1 回以上）
- ウ CoTech okinawa 上での業界トレンド等のトピック投稿（投稿数 3 回以上）
- エ その他、登録企業の増加及び利活用促進に必要と考えられる取組があれば提案すること。

② 登録企業間のマッチング促進に向けたサービスの実施及び支援体制の構築等

- ア マッチングイベントの開催（3 回以上、うち対面開催 2 回以上）
- イ マッチング促進を図るため、県内外 IT 関連団体等との支援体制を構築すること。
- ウ 県外企業への個別訪問対応（30 社以上）
- エ 県内企業向け説明会または個別訪問対応（20 社以上）
- オ その他、マッチング促進に必要と考えられる取組があれば提案すること。

③ Web システム CoTECH okinawa の保守管理、データ更新及び機能強化等

- ア 基本的なデザイン及び構成は、令和 7 年度のシステムを引き継ぐものとするが、より機能的かつ魅力的な Web サイトとするための工夫や提案を行うこと。
- イ 登録した企業の情報について、登録企業からの申請や事後確認等により掲載情報の追加、変更、削除を行うなど、定期的にデータベースの更新を行い、掲載情報を正確かつ最新の状態とすること。
- ウ 24 時間 365 日アクセス可能な状態を保つよう努めること。また、セキュリティ対策、ソフトウェアのバージョンアップ、定期的なバックアップ等を適切に行うこと。障害が発生した場合は、原則 3 営業日以内に障害の原因や対応策などを県に報告するとともに、早急な復旧に努めること。また、これらについて、迅速な対応が可能な体制を確保すること。
- エ Web サイトへの情報掲載にあたっては、情報提供元の著作権やリンクポリシー等に十分留意したうえで実施すること。
- オ サーバー使用料・ドメイン使用料の支払いを行うこと。

(4) IT 関連ホームページ統合サイトの管理運営

沖縄県が令和7年3月に公開した IT 関連ホームページ統合サイト「おきなわ IT ナビ (<https://okinawa-itnavi.jp/>)」について、障害への対応、セキュリティ対策、ソフトウェアのバージョンアップ等を適切に行うこと。また、これらについて、迅速な対応が可能な体制を確保すること。また、運用状況等を踏まえ、改修や拡張、SEO 対策を実施するなど、機能の充実を図ること。

(5) 実施体制

体制については委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、県との調整窓口となる者を配置するなど、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。また、委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月2回程度、対面又はオンラインにおいて進捗状況等に関する定例会を開催すること。

加えて、本調査業務の実施にあたっては、県内の情報通信産業に関する知見を有し、調査、統計、分析等に精通する担当者を配置すること。また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に規定する必要な措置を講ずること。

(6) その他

上記(1)～(5)のほか、事業目的に沿ってその効果を高めると考えられる事項があれば、上限額の範囲内で提案すること。

5. 委託業務の目標

本委託業務の目標は、次のとおりとし、受託者はこの目標達成に向けて取り組むこと。

(1) 令和8年度おきなわ IT センサス報告書の公表

(2) CoTECH okinawa を活用した企業間のマッチング^(※) 機会の提供（10件以上）

※マッチングは、企業間の協業や受発注に向けた具体的な面談（対面、オンライン）や、案件内容の協議等の個別調整に至ったものを指す。

6. 成果物

下記について、契約期間内に沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課へ提出する。

① 4(1)に係る分析報告書 100部

② 4(1)及び(2)に係る分析報告書及び調査結果 電子記録一式

③ 4(2)③アに係る動向調査及びビジョンの中間評価結果に係る電子記録 一式

④ 4(2)③イに係るビジョンの見直し内容を踏まえた改定案等 100部

⑤ その他、本委託事業における調査・検討に係る電子記録 一式

※ ④に係る見直し後の成果物の形態（見直し内容のビジョン本体への反映又は別冊資料による補完等）については、県と協議の上決定すること。

※ 本事業により取得した成果物、著作権は、沖縄県に帰属する。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

※ 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

※ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

※ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

イ) PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

7. 再委託の禁止

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50% を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の 50% を超えない業務

その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

8. その他

予算または諸般の事情により必要が生じた場合には、甲乙双方の協議により仕様書の内容を変更することができるものとする。